

「チビッコ広場の遊具日常点検の手引き」



平成 29 年 3 月

姫路市 公園整備課

目次

1 「チビッコ広場の遊具日常点検の手引き」の目的	1
2 チビッコ広場の遊具の点検について	1
3 点検表	3

参考資料

チビッコ広場開設要綱	11
------------	----

1 「チビッコ広場の遊具日常点検の手引き」の目的

この手引きは、姫路市の助成を受けて自治会が設置したチビッコ広場の管理を行うにあたって、遊具の日常点検方法について、より一層ご理解いただき、適切な管理が図られることを目的としています。

2 チビッコ広場の遊具の点検について

(1) 点検の回数

年に4回程度を目安とします。

(2) 点検の内容

別紙点検表を活用していただき、以下の内容について点検します。

(3) 点検の要領

日常点検に道具は一切必要ありません。下記の目視、触診、聴診により点検をお願いします。

目視…遊具を目で見、破損や変形、塗装の状態を確認します。穴が開いている、部品が欠落している、部材が1/2以上摩耗している場合は、補修が必要です。

触診…目視で異常と思われるところや遊具の稼働部、固定部などに触れ、緩みやもたつきがないかを確認します。

聴診…遊具の稼働部分や接合部分に力を加えたときに異常な音がないかを確認します。異音の大半は油切れが原因と考えられますが、ベアリングの摩耗や接合部の緩みなど補修が必要な場合もあります。

(4) 点検後について

安全に利用していただくために、点検結果は自治会で保管し引き継いでいただくようお願いいたします。

遊具は、鉄部を塗装することでサビを防ぎ、丈夫に長持ちします。日常管理の中で、点検と合わせて、必要に応じて、取り入れて頂くことをお勧めします。

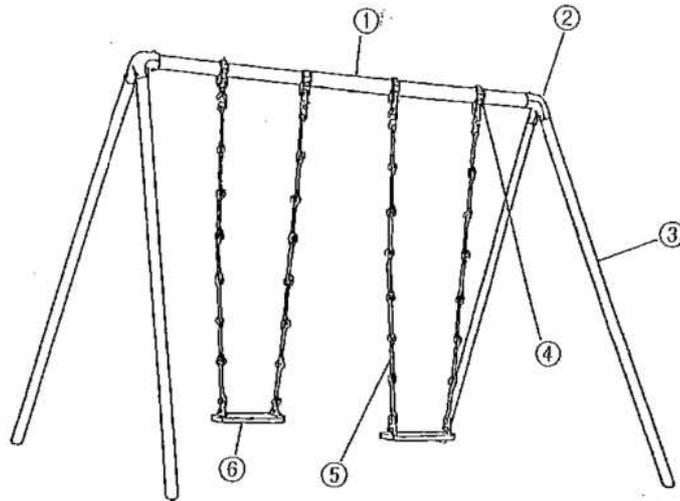
なお、利用に著しく支障をきたしているものについては、予算の範囲内において再助成を行うことができますので、市へご相談ください。

3 点検表

- ①ブランコ点検表
- ②スベリ台点検表
- ③鉄棒点検表
- ④ジャングルジム点検表
- ⑤シーソー点検表
- ⑥砂場
- ⑦その他の遊具点検表

①ブランコ点検表

【略図】



番号	名称
①	梁部
②	接合部
③	支柱
④	吊り金具
⑤	チェーン
⑥	着座部

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
4	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
5	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
6	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

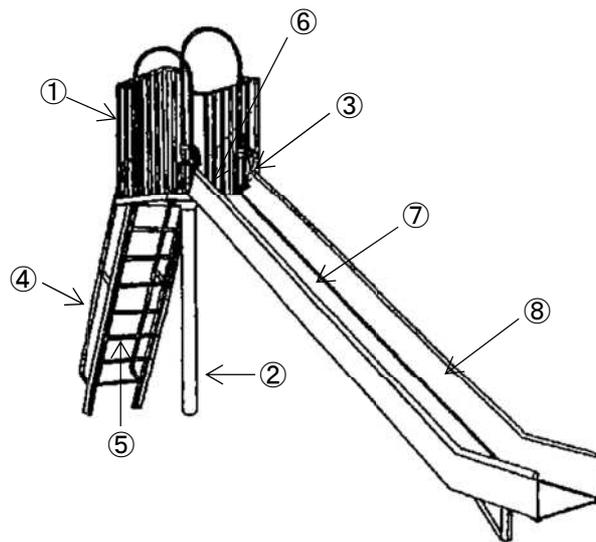
【遊具別点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
7	着座部	破損や変形はないか				
		着座側金具は摩耗していないか				
8	振動部	吊り金具は破損していないか				
		吊り金具から回転時に異音がしないか				
		チェーンは摩耗していないか				
		チェーンは変形やねじれがないか				
9	梁部	部材の腐食、変形はないか				

特記事項（気づいた点等）

②スベリ台点検表

【略図】



番号	名称
①	落下防止柵
②	支柱部
③	接合部
④	手すり
⑤	踏み板
⑥	踊り場
⑦	滑降面
⑧	側板

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
3	支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
4	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
5	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
6	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
7	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

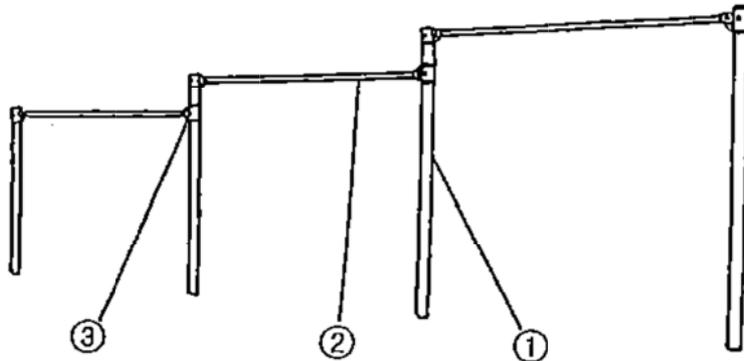
【遊具別点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
8	登行部	手すりに、変形、腐食、グラツキ等はないか				
		踏み板に変形、腐食等はないか				
9	踊り場	部材に腐食、変形、破損等はないか				
10	滑降部	滑降面に変形、摩耗、突起物等はないか				
		側板に変形、摩耗、突起物等はないか				

特記事項（気づいた点等）

③鉄棒点検表

【略図】



番号	名称
①	支柱部
②	握り棒部
③	接合部

【共通点検項目】

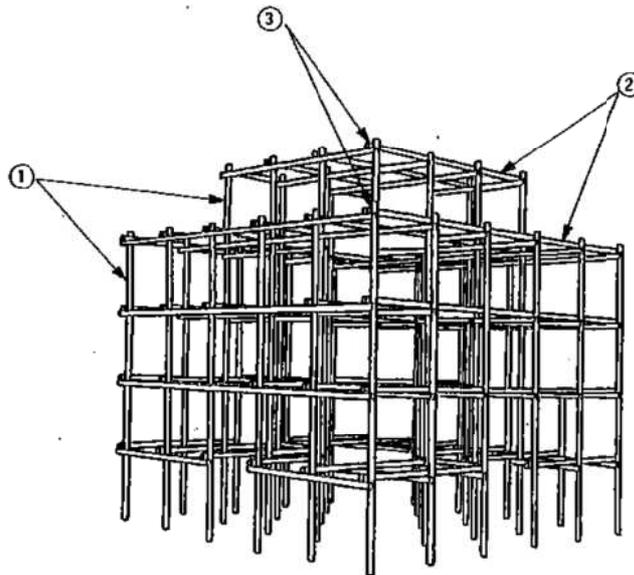
	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
4	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
5	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
6	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

【遊具別点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
7	握り棒部	変形、摩耗、腐食はないか				
		ぐらつきはないか、回転しないか				

特記事項（気づいた点等）

④ジャングルジム点検表
【略図】



番号	名称
①	縦部材
②	横部材
③	(接合部)

※接合部が溶接の場合は、
③は無し

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
3	支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
4	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
5	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
6	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
7	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

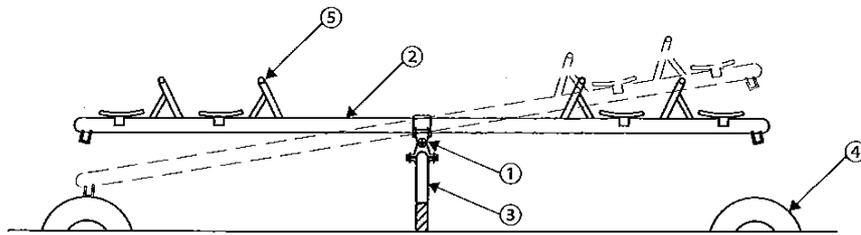
【遊具別点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
8	縦部材	部材の摩耗、腐食、破損、変形はないか				
9	横部材	部材の摩耗、腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
10	(接合部)	部材の割れ、腐食等はないか				

特記事項 (気づいた点等)

⑤シーソー点検表

【略図】



番号	名称
①	支点部
②	腕部
③	脚部
④	緩衝部
⑤	グリップ部

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	脚部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
3	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
4	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
5	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
6	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

【遊具別点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
7	支点部	摩耗、破損や変形はないか				
8	腕部	破損や変形はないか				
		木部の腐朽、グラツキはないか				
9	緩衝部	変形、摩耗や劣化はないか				
10	グリップ部	変形、グラツキ、腐朽はないか				

特記事項（気づいた点等）

⑥砂場

	点検内容	チェック欄			
		月	月	月	月
1	石、ガラス等の危険物がないか				
2	砂の量は著しく減っていないか				

特記事項（気づいた点等）

⑦その他の遊具点検表

【共通点検項目】

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月
1	各部	身体に触れる部分に鋭利な状態等はないか				
2	落下防止	落下防止柵などにガタツキや変形はないか				
3	支柱部	部材に腐食、破損、変形はないか				
		ぐらつきはないか				
4	着地面・周辺	着地面や遊具周辺に大きな凹凸や石などはないか				
5	接合部	ボルトの緩みや欠落はないか				
		継手金具の破損はないか				
6	塗装・メッキ	著しい塗装剥離や退色、錆の発生等はないか				
7	汚れ・異物	著しい汚れや落書き、異物等はないか				

【遊具別点検項目】 ※必要に応じて項目を設定してください

	部位	点検内容	チェック欄			
			月	月	月	月

特記事項（気づいた点等）

【参考資料】

チビッコ広場開設要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治会その他の地域の自主的な団体（以下「自治会等」という。）がチビッコ広場を設置又は再整備しようとする場合において、当該自治会等に対し市が行う助成についてさだめるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、「チビッコ広場」とは幼児の遊び場対策として、自治会等が当該地域内の適当な場所（更地）に設置し、管理する子供の遊び場で、その面積が300平方メートル程度のもの（遊戯具、柵及び植木等の設置を含む）をいう。

(助成)

第3条 市長は、チビッコ広場を設置しようとする自治会等に対し、次に掲げる助成を行うものとする。

(1) チビッコ広場整備工事の施工

1件につき毎年度予算の範囲内で定める額

遊戯具、柵、ベンチ、真砂土舗装

(2) チビッコ広場設置に関する技術的な援助

(再助成)

第3条の2 市長は、前条に規定する助成を受けたチビッコ広場が、当該助成を受けた日から3年を経過し、かつ、その利用に著しく支障をきたしているものについて再整備を行おうとする自治会等に対し、予算の範囲内において再助成を行うことができる。

(危険の予防)

第3条の3 市長は、助成を行った遊戯具等の施設に著しい危険があり、必要と認める場合は、自治会等に通知の上、当該遊戯具等の施設の撤去又は修理を行うことができるものとする。

(助成の申請)

第4条 自治会等は、第3条及び前例の助成（以下「助成」という。）を受けようとするときはチビッコ広場助成申請書（様式第1号）にチビッコ広場計画概要書及び土地所有者の3ヶ年以上の当該土地無償使用承諾書又はこれに準ずる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(助成決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請にかかる書類審査又は現地調査等により助成の可否を決定し、チビッコ広場助成可否決定書（様式第2号）により通知する。

第5条の2 市長は、前条の決定にあたって必要な条件を付する。

(固定資産税の減免措置)

第6条 チビッコ広場を設置した場合において、当該土地所有者から当該土地にかかる固定資産税の減免申請があった場合には、市長はその減免措置について配慮するものとする。ただし、土地所有者又は自治会等が、チビッコ広場以外の用途に供した事実がある場合は、この限りではない。

(廃止又は縮小)

第7条 自治会等が、この要綱に基づき助成を受けたチビッコ広場を廃止し、又は縮小する場合は、市長に届出なければならない。

(助成経費の返還)

第8条 市長は、自治会等が次の各号の一に該当すると認めたときは、既に助成のため市が支出した経費の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることがある。

- (1) この要綱に違反した時
- (2) 虚偽の申請により助成をうけたとき
- (3) 第5条第2項の規定に基づく条件に違反したとき
- (4) 3年以内にチビッコ広場を廃止し、又は縮小したとき。ただし、やむを得ない事由による場合は除く。

(補則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和43年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月5日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

670-8501

姫路市安田四丁目1番地

姫路市役所 建設局 公園部 公園整備課

TEL 079 (221) 2415・2427